

『御堂関白記』における変則的用字

——その実態を述べ 字音資料としての吟味に及ぶ——

佐藤 稔

一

藤原道長の『御堂関白記』（自筆本）には漢字の変則的用法——以下これを「変則的用字」と称する——と見られるものが多数存する。漢文風の、漢字表記を主体としたこの日記は記録体と称される文章のひとつであるが、漢字を変則的に用いていることも、日記の特色のひとつとして数えあげてもよいほどである。ところが、夥しいほどの使用例が存するにもかかわらず、その詳細については従来十分な実態記述を欠いている憾みがある。^{註1}

変則的用字とは、規範を重んずる立場から見れば、勿論、「正用」から逸れたところの「誤用」として一蹴される用法のひとつである。しかし、慣用を尊ぶ立場からすれば、必ずしも単なる過誤として見逃し得ない面が存するものでもある。規範にしばられた現代人の眼に多少とも奇異に映る用法であるにしても、当代の人々の間で、程度の差こそあれ、通用し得たということもまた事実である。通用し得たということは、それだけ変則的な用法を許容する幅が広がったことが考えられるが、具体的にはどのような変則的な用法が許容さ

れていたのか知る必要がある。

全体を見渡してこの変則的用字を大別すると二類にわかつことができる。そのひとつは視覚的な字形にのみ依存して、字形の一部が類似するかまたは共通であることを原理とする用法である。いまひとつは、声に出したヨミのかたち（音形）に依存しているもの、すなわち、音の通用をもって語表記の機能を果たしているものである。この二類は変則的用法であるという点では一致しているが、その存在意義にはおのずから異なるところがある。「誤用」と隣あわせになつている異形にかかわる書記者の側の心理的背景や用字上の意識のいくばくかを知るためには前者が有益である。これに対し、後者は当時の（声に出した際の）語形や日常的な読書音としての字音の一端を知る上で、ある程度の資料を提供するものとして有意義であると言い得る。

用字についての研究はやくより記紀万葉などをはじめとして各種の文学的作品を対象に着実な成果を収めている。ただ難を言えば、転写本によらざるを得ないことが多く、個人的習癖とか当時の慣用とかいった変則的なものの存在は転写の過程で「正用」の文字にかえられてわからなくなっている場合がある。また、別人の手による

異質の要素が紛れ込むといった事態も考えられる。原本さながらの用字を観察するためには障害が大きいと言わなければならない。これに對し、自筆本の強みはここに存する。個人的習癖や慣用などを直接見ることができ、余人の手による恣意の改訂が加えられていないことがその長所としてあげられる。勿論、この長所である点があるまま欠点につながる場合もないではない。事実誤認や脱漏など読み手を困惑させることも少なくないのである。そうした短所を有しながらもなお自筆本の価値は大きなものがあると言うべきであろう。「御堂関白記」の場合、とりわけ「藝」の性格の色濃い自筆本である。「晴」の場を意識し謹厳な態度を保持しなければならぬかたさはここにはない。むしろ、他人という読み手をさして意に介しない肩の力を抜いた気やすさが支配的である。それだけに、日常の生の文字づかいが日記に直截に反映していると見られるのである。文書なども同様な性格のもの存在が考えられるが、量はともかく、多彩な記載内容という質の点でははるかに及ばない。

本稿は自筆本「御堂関白記」にあらわれた変則的用字の実態を把握した結果を述べることに、その中の特に宛て字とも称される音の通用の面から当時の漢字音の片鱗を窺ってみることを目指している。中古の漢字音について、音の通用の面から考察したものと言えば、その殆どが古字書・音義や訓点資料などによるものであった。^{注2}これらは、それなりの学問的習熟を基盤にもつ人々の手になる資料である。これに對して「御堂関白記」での音の通用とはいったい如何なるものか、日常の字音を伝えるものであると考えられはするものの明らかになっていないとは言い難い。宛て字の一等資料によってこの面を照射する試みはまだしという状態にあるのである。ただ、唐突に宛て字による音の通用のみを描出したのでは、道長の漢字に對する使用態度について正確なデータを提供することにならないばかりか、一面のみを強調して誤解を招く虞れなしとしない。そこで、

まず、変則的用字の実態を全体に亘って記述することからはじめ、次いで、宛て字という変則的用字による音の通用の面に考察を及ぼして行くこととする。

二

視覚に依存して字形の中核をなす部分が共通であることを原理とする変則的用字は二つに分けて観察することが可能である。その第一は、本来書かれてある筈の文字——本稿ではこれを仮に「正書」と呼ぶこととする——のある部分を削り省いて画数を少なくした漢字——すなわち、「省画字」(省文^{注3}とも)——を用いるものである。第二に挙げられるものは「増画字」(増文)、すなわち、「正書」の字形にある要素を付加したものである。点・扁・旁・冠などを書き加えた種々の実例を眼にし得ることは後述する通りである。

省画字の例から挙げて行くことにする。

- 1 此間候王卿責子敷(寛弘元年五月二七日裏書)
- 2 卯二点奇御輿(寛弘二年三月八日)
- 3 即從南殿与東对度殿作打橋(寛仁二年正月三日裏)
- 4 別貴本牧二賜左(寛弘六年十月五日)
- 5 而勿北風次(吹)不付也(長和元年二月二日)
- 6 同時御乳付切齊結(緒)(寛弘五年九月一日)
- 7 此等被旨人也(長和元年四月二七日裏)

これらはそれぞれ、1(責子敷) 2(寄) 3(渡殿) 4(遣) 5(忽) 6(臍緒) 7(被指人)に相当する表記である。この表記された形をそのまま「正書」として解したのでは、即座に正確な語形を脳中に描くことはできそうにもない。例えば、2は「ヨス」、5は「タチタチ(二)」、6は「ヘソ(ホソ)ノヲ」、7は「サセルヒト」と訓読されるものであろうと考えられるものであるが、件の表記を省画

字であると認めてかからないと、読む者の側からの理解はおぼつかないのである。

省画字の認識をもって臨むことによつて解読が可能になる事情は、次に挙げる音読されたとおぼしい諸例においても同様である。

8 見聞道谷随喜団深（寛弘六年十月一三日）

9 内御宿所儲西食（長和元年四月二七日裏）

10 臨時祭式楽（寛弘二年三月二〇日）

11 有障自正引（寛弘六年十二月一〇日）

12 後上達部委哥奉仕（寛弘五年十二月二〇日裏）

13 辰時余目了（長保二年正月二五日）

14 還入千廊前（寛仁二年正月三日裏）

ここに挙げた「谷」「西」「式」「正」「委」「余」「干」は、それぞれ

〈俗〉〈酒〉〈試〉〈延〉〈倭〉〈除〉〈軒〉に相当するものと考えられる。これらすべて「正書」と省画字との間で字音が異なっている。

にもかかわらず、この相違を超越した形で、「正書」の側の字音で読むことが要求されている。

なお、次のような例の存在にも注意しておくべきかと思う。それは、比較的簡略な字形のものをさらに略記（ただし、これを略記とみるか否かは問題もあるが）した例がある。例えば、

15 糸所者薬王持来（寛弘二年五月五日）

16 戌時許頗宜御座（寛弘八年六月一三日）

などである。〈薬玉〉〈戌時〉の表記が「正書」の形である。ここま

で簡を尽くしてしまつと、もはや省画字の用い方としては穩当でない。

省画によつてある程度煩しい筆の運びから解放されることが、いわば省画字のとりえである。そうした省力の必要も必然性も考えられないところに出現しているのである。しかも「王」の字は公卿日記の性格上頻用されると言つてよく、わざわざ〈玉〉を誤解を招く書き方で意図的に用いるとは考えにくい。したがつて、これらの例は

筆者道長の不注意による「誤記」の一類に属するものと認めてよからう。省画字がこのような誤記誤用と縁辺を接している事実は注目値する。それが『御堂関白記』の場合特に著しいと言ひ得るか否かは、他の文献の実態調査が進んでから明言できることであつて、いまはただその傾向を示すにとどめる。

省画字について述べたこととほぼ同様なことが、増画字の場合にも恰当するようである。

17 依然例不立例（長保二年二月二五日）

18 申時例立（寛弘七年正月七日）

19 此間時刻遷僭（同右）

20 頭中将持御踏来（寛弘四年十一月八日裏）

21 此夜半三位出晚輦車（長保元年十一月三日）

22 従中宮袴以右（左）馬頭相伊朝臣賜（寛弘七年四月二四日）

23 申云便不忌也（長和元年五月二一日）

右に示した「例」「僭」「踏」「晚」「伊」「便」は、それぞれ、〈例〉〈僭〉〈香〉〈免〉〈尹〉〈更〉の意味で用いられていると解される。

増画後の字形が本来有している和訓をもつてしては意味の疏通を欠くことは必至である。強いて増画字であると意識して接しない限り合理的な解読は期待し得ない。勿論、このような事情は、訓読の形をとる右の諸例のみならず音読されたと見られる語形の場合にも同じと言つてよい。

24 例見着上卿藤中納言・右衛門督・左大弁云々（寛弘元年二月二八日）

25 結願僧等渡者并賜祿（寛弘七年三月二五日）

26 試薬如常（寛弘六年十一月二〇日）

以上の例は音読される語の表記にあらわれたものである。この字面に忠実に「レイ」「ト」「ヤク」と読んだのでは十全な理解に達し得ない。その点は先の訓読の諸例や省画字に見たものと異なるところ

がない。「正書」と考えられるものの字音によってはじめて正確な語形が再現されるのである。「例見」は〈例見〉、「渡者」は〈渡者〉、「試菓」は〈試菓〉として理解すべきものである。

ところで、増画した字形の中には、

27 七日擗案者奥人従机西退（寛仁二年正月七日裏）

28 仍給絹内侍所傅仕等姦女髮上等（寛仁二年三月二五日裏）

のように、同一字種〈采〉〈昇〉の異体字として処理されるものも存する。「擗」は「カク」動作に「手」が関与するという意識で、また、「姦」は「采女」の「女」に牽引されて書記した結果であると見られる。したがって、それらを異体字として一般の増画字と一線を画すものであるかのように考えては、道長の書記能力を見誤ることになるであろう。道長が増画字の用い方を十分知悉したうえで駆使したとか、異体字にも識見があったとか想像することは許されないのであろう。結果として増画字や異体字と見られるだけのことで、道長自身の内部にわざわざこうした変則的用字を是とする積極的な意思は存しなかったものと推測される。このことは、増画と諺字との関係を眺めることで一層判然としてくる。

29 中央間積子敦（敷）円座（寛弘五年十月一六日裏）

30 已時居鷲（寛弘元年三月一四日）

31 衣候部屋（寛仁二年五月一二日）

などの例を見ることによって、増画字が諺字とほんの紙一重のところにある場合があることが納得できる。傍点を施した文字は、本来は〈簀〉〈鷲〉〈屋〉と書かれる筈のものである。先に見た増画の異体字と同様、これらの増画諺字にも字形実現に際して、道長なりの合理的な理由が存したものと考えられる。29では「積」による牽引、30には「露」と「鷲」との混淆を窺い知ることができ、31でも「部屋」の意義に「家」のイメージなり字面なりが重ね合わされたものとして理解できる。これらの実現された字形は字書に登載されてい

ない「うそ字」である。結果としては諺字となったものの、道長自身の書記意識では他の増画字と何ら異なるところがないものである。

結局、道長は増画の文字を多用してはいると言っても、その用字傾向は一定でない。省画字は簡便な字形によって煩雑な筆の運びを軽減する点で存在意義も認められるであろうが、増画字の方はそれと相反するものである。敢えて画数の多い文字にして表記する場合、多くは莊嚴な趣を醸し出すためのものであると想像される。ところが、一瞥したように、『御堂関白記』では、さして莊重さが必要とも考えられないようなところに増画字が用いられているのである。〈例〉を「列」で表記したかと思うと、〈列〉を「例」であらわすこともあり、省力化への努力が一貫してなされているとは言い難い。道長個人における増画用法は、その場凌ぎともいふべき使用の実態から考えて、「誤記」に極めて近いところに位置しているものであると評価せざるを得ない。省画字の一部にも誤記誤用と縁辺を接するもののある事実とあわせて示唆的である。

省画にせよ、増画にせよ、文字の字画を増減させて書記した事実

が存することは先に見た通りであるが、こうしたものに道長自身が訂正の筆を加えたものも散見される。

32 除（×余）籍（寛弘八年五月一日）

33 初列（×例）公卿座（寛弘二年三月二七日）

34 豊樂（×菓）院（長保二年四月七日）

右に挙げた例のように、最初は括弧内の文字で記され、後で傍点を付した文字に書き改められているものは随所に見出すことができる。括弧内の文字、すなわち、最初に書かれた文字は一見して明らかかなように、先に見た省画字・増画字と何ら変わるところがないものである。それにもかかわらず訂正の筆が及んでいるのである。時に内省が加えられて正書されるという事実は重要である。自由奔放な変則的用字をする一方で、その意識の内奥では時々規範的な表記のあ

りかた——正書法らしきもの——へのこだわりが存していたと推測されるのである。そうした正書的意識からこぼれ落ちたかたちで、さして内省を加えることなく書き連ねた字面の中に、省画・増画の文字の存在が許されている訳である。それがまた道長の実際的な書記能力、文字使用の実力の一面を物語るものであると言うことができよう。

三

音の通用をもって変則的用字の原理とするものについて触れることにする。これにも次に示すような訂正を施した例が見られる。

- 35 次新(×親) 発来礼座主(長和元年五月二三日)
 36 被定受領功(×公) 過云々(寛弘八年正月二五日)
 37 此間采女等供御膳(×前)(長和元年正月一四日裏)
 38 令定葬(×喪) 送所(寛弘八年六月二五日裏)

これらの訂正例は正書の意識のあらわれとして評価してよいかと思われる。訂正が施されていないものはそれだけ正書の意識から遠いが、「正書」と変則的用字で示されたものが同じ音のかたちを有していることが、書記者道長本人に誤記という不自然さを自覚させる力が弱かったことを考えさせる。声に出したヨミのかたちは、所謂「音」と「訓」であるが、当時の読書音としての漢字音や和訓を窺うよすがとしても、宛て字と通称されるこの種の変則的用字の実態を洗い出す必要があると考えられる。

和訓としての語形が同一である宛て字には、

- (イ) 意味的にはある共通性をもつとしても、表記の習慣上、既に限定された意味を分担している文字を用いた結果、「異表記」と認められるもの

(ロ) 和訓の音形そのものは同一であるが、意味的には何ら共通性を

もたないものが存する。

(イ)の例を挙げると、

- 39 犬時供餅(寛弘七年閏二月六日)
 40 時太波事を被仰(寛弘八年六月一五日)
 41 三尺一却立東西妾(寛仁二年正月三日裏)
 42 従東対南妾門口下給(寛弘八年六月二日)
 43 従小代小路行北(寛仁二年三月七日裏)
 44 玄蕃亮源為善(寛弘五年十月一七日裏)
 などの例がある。39は〈戌〉、40は〈言〉と書くべきところ。4142は〈妻〉(〈端〉とも)とあるべきものと解される。43の例は、あるいは、下の「小路」の字面に牽引されたものであるかも知れない。また、44は官職における「スケ」で〈助〉を用いるのが一応の「正書」ではあるが、道長の用字にはまま見られるものである。

(ロ)の例を示すと次のようなものが挙げられる。

- 45 国司儲膳、儲屋数屋立(寛弘四年八月一三日)
 46 従見物所神立左衛門督……等率殿上人到(寛弘七年四月二五日)
 47 右府為加階賀被立頼(長保二年正月二六日)
 48 無使所々可猶田仰置(寛仁二年四月二五日)
 右の45「借屋」46「神立」47「立頼」48「猶」は、それぞれ、〈飯屋〉〈神館〉〈立寄〉〈直〉の意で用いられている。漢字本来の意義は別としてその和訓の語形のみを借り用いるこのような方法は、人名表記に際しても採られている。例えば次のようにである。

- 49 午時許藏人頼信来云(寛仁二年五月一二日)
 50 将監親成令奉仕(寛弘八年四月一三日)
 52 近衛貞安(寛仁二年二月二六日)
 49 「頼信」は〈頼宣〉、50 「能武」は〈嘉武〉、51 「親成」は〈親業〉、52 「貞安」は〈貞保〉と見るべきこと、道長自筆本の他の箇所や古

写本における訂正、また他の歴史資料に照らして明らかである。官人の名を訓読のかたちで呼びならわした事実が、『御堂関白記』という記録体の文献においても確認されるのである。

ところで、音形が同じということをもって、字音読みの文字を用いる習慣のあるところに訓文字を代入させた例を見ることがある。

53 舞青海葉（寛弘元年五月二日裏）

54 此日諸社奉幣丹生公舟（寛仁二年六月一四日）

〈青海波〉〈貴船〉と表記するのが普通であることは改めて説明を加える必要がないほどよく知られた事実である。

また、これとは反対に、訓文字での表記が期待される箇所に音読字を宛て用いる例の存在も考えられる。この予想に対しては、「サジキ」の表記が一応それらしいものとして挙げ得るにとどまる。

55 渡狭食見物、人々被来（寛仁二年四月一九日）

56 近衛門御作狭食渡（寛仁二年四月二二日裏）

以上、いわば「訓通」とも称すべき実例について一応触れた訳であるが、音形を通用させた宛て字全体から見ると、字種・用例の延べ数ともさほど多くない点が指摘される。

これに対し、使用例が多く、また、それ故に個性的な文字づかいを反映しているものではないかと目されるのが、字音の通用——

「音通」——を原理とした変則的用字である。ここに言う「音通」とは、字音が「共通」である時、互いに、または一方的に、同じ用いる場合を指す。「共通」の要件として中国語音において全同であることを必ずしも意味しない。日本漢字音の枠の中での類同であればひとまず「共通」と考えてみるのである。字音そのものの実態については後で触れるとして、まず、道長の実際的な文字づかいを眺め渡してみても、その用字の概要を示しておくことにする。

「音通」としての例は、異なり字数（字種）で九十余、実際の使用例の延べ数では五百余例を数えることができる。それらを形式の

上から分類整理すると、(甲) 諧声符を同じくするもの (乙) 共通の諧声符をもたないものに大別されるが、(甲)はさらに、(ア) 省画字を用いる (イ) 増画字を用いる (ウ) それら以外のものを用いるという三つに、また、(乙)も、(エ) 字形にいくらか類似が認められる(オ) 字形の類似が認められない の二つに、それぞれ細分することができる。いま、それぞれについて実際例を列挙すると次の通りである。なお、括弧内には宛て字に対する「正書」のかたちを示しておくことにする。

(甲)の(ア)

57 〈案〉今夜雜事被仰安内（寛弘元年正月二七日）

58 〈賀〉有加表事（寛仁二年正月七日）

59 〈迦〉奉函画釈加普賢文珠（寛弘七年三月一八日）

60 〈儀〉事初、其義如常（寛弘六年七月二七日）

61 〈擬〉参右大臣奏疑階奏（長和元年四月七日）

62 〈供〉共養料有此外（寛弘二年五月四日）

63 〈靴〉着伴〔半〕化等（寛弘七年四月二四日裏）

64 〈客〉至罪名主各共（寛弘元年二月二二日）

65 〈懈〉是依精進所解怠也（寛弘八年四月二七日）

66 〈襖〉御契御〔前〕駟事承（長和元年四月七日）

67 〈紺〉又甘泥大般若（長和元年五月二七日）

68 〈濟〉了三礼齐信僧都示云（寛弘六年十月一三日）

69 〈想〉奇思不少依夢相不閑（寛弘元年六月五日）

70 〈仕〉瀧・雜士女彼所衆等（寛仁二年五月一三日）

71 〈謝〉右府申云射座有膝惱事（寛弘二年正月一日）

72 〈姓〉上達部皆候他生人々参会（長保元年十一月七日）

73 〈授〉教受二人（長和元年五月二三日裏）

74 〈舊〉昌蒲（寛仁二年五月三日）

- 75 〈栖〉西霞寺一切経奉渡（寛仁二年正月一日）
- 76 〈政〉備後前守正職（寛弘八年六月九日）
- 77 〈昭〉講師会参平超観召等（寛弘四年十月一日）
- 78 〈膳〉御善御台一双（寛弘元年五月二七日裏）
- 79 〈太〉前年小野大政大臣夢相同之（長和元年五月一日裏）
- 80 〈仗〉着左丈座（寛弘六年十二月一日）
- 81 〈杖〉錢丈衆甘人（寛弘四年十二月二日裏）
- 82 〈停〉仁王会依穢亭止（寛弘六年九月二九日）
- 83 〈難〉追難（寛弘四年十二月三〇日）
- 84 〈房〉從内女方出、帥来たり（寛弘元年六月九日）
- 85 〈盤〉深（沈）懸大般六却（脚）（寛弘五年九月一三日）
- 86 〈幣〉定祈雨奉敝使云々（寛仁二年六月一日）
- 87 〈錄〉野劍・胡録・弓・馬（寛弘元年三月一八日）
- (甲)のイ
- 88 〈義〉又定申最勝講僧名有論議事（寛弘七年三月八日）
- 89 〈義〉但講師論儀了立座（寛弘元年正月一日）
- 90 〈禁〉賜雜袍襟色宣旨左頭中将（寛弘二年正月一六日）
- 91 〈句〉帥被来与人作文絶絢耳（寛弘二年五月五日）
- 92 〈孝〉依教養免給（長和元年正月二七日）
- 93 〈士〉内侍所傳「博」仕等（寛仁二年三月二四日裏）
- 94 〈制〉是只上人依不製止（寛弘六年七月五日）
- 95 〈亡〉是円教寺御人講御経焼芒（寛仁二年六月一九日）
- 96 〈半〉着伴化「靴」等（寛弘七年四月二四日裏）
- 97 〈令〉可然冷旨等未下（寛弘八年六月一三日裏）
- (甲)のウ
- 99 〈学〉歛「勸」覚院（長保二年二月二七日）
- 99 〈議〉非参儀大弁説孝着横座（寛弘六年十二月二九日）
- 100 〈勸〉観修寺僧正立堂供養（寛弘四年十月九日）
- 101 〈勸〉歛「学」院（長保二年二月二七日）
- 102 〈齋〉以源大納言為齋院行事云々（寛仁二年四月三日）
- 103 〈署〉前勘文進署名者進令過状（寛弘六年十二月二三日裏）
- 104 〈淨〉雖非指事不静依有恐（寛弘元年六月一八日）
- 105 〈親〉召基新給禄（寛仁二年二月一〇日）
- 106 〈招〉豊樂院外弁西昭俊堂神落（長保二年四月七日）
- 107 〈壇〉公家被修五檀御修善（寛弘七年二月二九日）
- 108 〈檀〉壇那院上方有放言僧（長和元年五月二三日裏）
- 109 〈仗〉参大内着左杖座（寛弘元年五月七日）
- 110 〈杖〉錫仗十人（寛弘元年三月一日）
- 111 〈著〉上総前守箸信（寛弘六年十一月八日）
- 112 〈撤〉徹書「昼」御座（長和元年二月一四日裏）
- 113 〈轉〉傳任（寛弘二年六月一日）
- 114 〈衲〉納衆四十人（寛弘四年十二月二日裏）
- 115 〈妊〉愁糺定解成子懷任等事（寛弘六年九月八日）
- 116 〈陪〉倍從官人等禄如常（寛弘元年二月七日）
- 117 〈符〉賜太宰官府拜「邦」利殺害事（寛弘元年五月七日）
- 118 〈捕〉追捕使（寛仁二年三月二四日）
- 119 〈捧〉從華山院俸物十種給（寛弘元年五月二日）
- 120 〈欄〉東西高蘭下有出居座（寛弘七年三月一八日）
- 121 〈諒〉是依凉闇也（長和元年四月二七日）
- 122 〈療〉申重舌仍加寮治（寛弘元年五月一日）
- 123 〈禄〉召公頼給禄（寛仁二年二月一六日）
- (乙)のイ
- 124 〈宮〉祭事四位後於経堂有憚（寛弘元年正月一〇日）
- 125 〈庚〉此夜女方参宮有御康申事（寛弘元年六月七日）
- 126 〈陀〉供養白檀阿弥他仏（寛仁二年五月二九日）
- 127 〈舞〉南庭北上東面拜無（寛弘五年十月一六日裏）

- 128 〈問〉 右府参陣申請推門（寛弘元年六月八日）
- (乙)の(オ)
- 129 〈好〉 今朝以定教。講師宣旨下（長保二年三月二〇日）
- 130 〈救〉 興福寺経久。登高座（寛弘二年五月二四日）
- 131 〈旧〉 是久。年依申諸卿定也（長保二年正月一日）
- 132 〈絹〉 凡僧正見。布施文等授（寛弘元年三月一三日）
- 133 〈駿〉 嚴徳無極（長和元年四月二八日）
- 134 〈慈〉 依吉方詣雲林院寺。雲堂（寛弘七年閏二月一日）
- 135 〈旨〉 牽信濃勅使。諸物御馬事（寛弘四年八月一五日）
- 136 〈章〉 文生。得業生（寛弘二年正月一〇日）
- 137 〈尚〉 仏師康浄。薬・仏奉渡（寛弘五年八月二日）
- 138 〈上〉 又宮陣吉常等。祿給（寛弘六年十一月九日）
- 139 〈処〉 御所。分雑物御田等（長和元年四月三日）
- 140 〈叙〉 受領治国舒位（長保二年三月四日）
- 141 〈心〉 朝座講師尋。誉堪能者也（長和元年五月一九日）
- 142 〈心〉 以源深。令申上（寛仁二年二月二九日）
- 143 〈慎〉 是彼清信。公養子也（寛仁二年四月一二日）
- 144 〈沈〉 以深。香念数为志（寛弘元年正月一日）
- 145 〈前〉 上卿仏先。東廂南上西面（寛弘四年十月一日）
- 146 〈怠〉 入夜使立解（懈）退也（寛弘六年十二月一二日）
- 147 〈台〉 自餘人着大盤（寛弘七年正月二日）
- 148 〈内〉 大裏季御読経初（寛仁二年三月一六日）
- 149 〈内〉 有太裏犬産触穢云々（寛弘八年二月一八日）
- 150 〈洞〉 従東院大路上北（寛仁二年三月七日）
- 151 〈品〉 藏人能信景理六本。四人（寛弘八年六月一三日裏）
- 152 〈命〉 講師元明（寛弘六年九月八日）
- 153 〈薦〉 上劳者内舍人安陪為善（寛弘六年十一月八日）
- 154 〈涼〉 清冷殿（長徳四年七月一〇日）

155 〈籠〉 宝前立金銅燈樓（寛弘四年八月一日裏）

このほか特異な宛て方をしたものととして、

156 笛御筥笙横長^二齒^一（寛弘七年正月一五日裏）

が挙げられる。これは「横笛」を指すものと考えられる。「横笛」は本来「ワウテキ」という発音であったかと思われるが、「ワウテキ」では「王敵」と同音なのでそれを忌避して「ヤウチヤウ」にかえたもので、156の例はこの事情を如実に反映しているものと言い得る。

「音通」の文字の中でも、省画字や増画字など諧声符を同じくするもの——すなわち、(甲)の類——の用い方は、先に二で見たところの字形のみに依存する変則的用字と基本的にかわるところはない。それらは「正書」と同音で音読されるという一点で区別されているに過ぎない。当然、両者の性格は重なりあう面は大きく、それだけに、(甲)の類も誤記誤用に遠くないところに位置するものと見られるのである。誤記と縁辺を接している事実は、

157 〈注〉 南京住記妙玄（寛弘二年五月二四日）

の例の存在によっても納得できる。諧声符が同じであっても、実現される字音に隔りがあり、しかも、単なる省画字としても扱い得ないということになれば、誤記として処理する以外にないのである。なお、

158 〈詣〉 諸・称物忌無参指云々（長保二年正月二日）

159 〈燈〉 其下埋供常澄也（寛弘四年八月一日裏）

160 〈穩〉 中門下末天出御共隠座（寛弘四年十一月八日裏）

など、紛らわしい誤記の挙例にはこと欠かない。

以上見てきたように、数多くの「音通」の例が存在し、その多くは誤記誤用と紙一重のきわどいところで用いられているのである。

「音通」という変則的用字をとるにあたって、道長自身、それをひとつの方法として自覚して敢行したものではないと考えても大過あ

るまい。その自然で無自覚な宛て方ができた事実こそ、宛て字を使用しても支障のない程度には「正書」の字音と宛字のそれとが同音であったことを物語るものである。ここに、当時の字音のとらえかたの一端を知るうえでのひとつのてがかりが与えられていると考えるべきであろう。

四

音の通用の面から平安時代の漢字音の実態を把握しようとする試みは、音義・字書および訓点資料などにおける「同音字注」「類音表記」等によってなされている。このような文献の多くは漢字の学問的な習熟を基盤としているので、それだけに自覚的に同音意識を前面に押し出したものとして有意義である。ただ、漢字音などの専門的な訓練や知識を有することが、逆に、一般の人々の日常生活しているレベルでの読書音の実態から乖離してはいはしないかという危惧の念をも抱かせるのは否めない。学問の世界から離れた日常生活での字音のレベルで、その実態を知ろうとする場合の有効な試みは、むしろ、同音意識が潜在的なものである宛て字に焦点を絞って検討してみることではないかと考えられる。そこに、道長在世当時の日常の字音のありさまを『御堂関白記』の中に用いられた宛て字の側から照射してみることの意義も存するのである。声調・声母・韻母のそれぞれについて吟味する必要があるが、同音字注における母字と注字の關係（注5）に対応するものとして、「正書」と宛て字とを位置させて検討してみることにする。

さしあたり、『広韻』をひとつのてがかりとして「正書」と宛て字の声調を知ることから始める。ここで『広韻』によるのはひとつの目安を得る上での便宜からである。

「正書」と宛て字が『広韻』において、同韻同音であるものを示

〔表 1〕

正書 宛て字	平	上	去	入
平	59・62・74 75・82・84 85・90・95 97・106・107 108・120	61・ <u>69</u> ・127 <u>138</u>	57・89・99 <u>138</u> ・152	
上		70・80・81 93・109・110	73・78・104 130	
去	60	<u>69</u>	65・76・86 88・91・94 111・113 115・121	
入				87・112 114

（数字は用例番号を示す。また、二種以上の韻に属するものに線を施してある。）

すと〔表1〕の通りである（声調の異なる同音字をも表示する）。

太枠で囲まれたものが声調をも含めての同韻同音関係にある例、それ以外は声調のみを異にする同韻同音字である。表で既に明らかのように、「正書」と宛て字が同音で一致することの何らかの規則性は見いだすことができない。同一の字音語を書き表わすのに、ある時には平声の文字を用い、また別の機会には上声の文字を宛てているといった場合が多く見られるのである。同韻同音字の關係においてすらこのような状況であるから、小韻で一致しないものの例も推して知るべきであろう。字音語本来のアクセントが日常語のレベルで変化してそれが宛て字の声調に反映している可能性も考えられるが、この点に関してはなお調査検討を要することとして将来の解

明にまちたい。しばらく声調の機能を捨象して観察を進めるとしても、さほど不都合は生じないものと思う。

次に声母についてその実態を眺めてみることにするが、便宜上、五十音図の縦の行との対応のしかたに着目して整理を試みる。

まず、後世、カ行・ガ行の仮名で写し得る字音のグループを整理してみると、「正書」と宛て字との関係は〔表2〕のように示される。

〔表 2〕

正書 宛て字	見	溪	群	疑	曉	匣
見	①	64 100	131		58 92	98
溪	125					66
群						
疑				②		
曉		101			63	
匣						

$$\textcircled{1}=59 \cdot 62 \cdot 65 \cdot 67 \cdot 90 \cdot 91 \cdot 130 \cdot 132$$

$$\textcircled{2}=60 \cdot 61 \cdot 88 \cdot 89 \cdot 99 \cdot 133$$

この表によって「正書」と宛て字との頭子音の対応関係が知られる訳であるが、ここで顕著な点を列挙すると、宛て字として用いられた見母の文字は疑母を除くすべての声母を写し得るものとして使用されていること、疑母の宛て字は専ら疑母を写すために用いられていること、所謂「牙音」と「喉音」とに混同が認められることなどである。結局、他の音と明確に区別されている頭子音は、「韻鏡」の所謂牙音清濁音の疑母のみであるということになる。他の頭子音は、程度の差こそあれ、十分な弁別をなし得なかったものと考えら

〔表 3〕

正書 宛て字	精	清	從	心	邪	莊	照	穿	牀	禪
從	68		104	145		102				137
心		105		69 75						143
邪			134	141						
照							①			
穿								74		
牀									70 93	
審				142						103 140
禪							77			②
山				72			135 136	139		
乘					71					
澄							77			

$$\textcircled{1}=76 \cdot 94 \cdot 106$$

$$\textcircled{2}=73 \cdot 78 \cdot 138$$

れる。なかでも、見母・溪母（牙音）と曉母・匣母（喉音）とを混同している事実を見逃してはなるまい。勿論、訓点資料における類音表記などにもいくらかこの混同例を見ることがあるが、字音学習に十分意を用いた図書寮本『類聚名義抄』の同音字注などではこの区別が比較的よく守られている。このことを考慮すると、道長の字音理解のレベルを知るうえでひとつの指標ともなるのではなからうか。

次に、サ行・ザ行の仮名で写し得る字音のグループについて、先と同様に表示してみる。

〔表 4〕

正書 宛て字	端	透	定	泥	知	徹	澄	日
端								
透			126 146	149				
定		79	①	148				
泥				83 114				
知					111 113			
徹						112		
澄							②	
日								115
審							144	

①=82・107・108・147・150

②=80・81・109・110

〔表3〕によつて知られるように、宛て字として用いられている従母の文字は、本来、精・従・心・莊・禪の各声母であるべきそれぞれ文字にかわつて通用させられている。同様、宛て字における心母も、清・心・禪の各声母に対応して用いられており、山母も、本来は心・照・穿の各声母のあらわれるべきところに用いられているのである。また、心・審の各声母が禪母と通用していたり、邪母が心母に通用し得ていたりして、清濁の通用ということも存したと見られる。ただし、別の言い方をすれば、サ行・ザ行系列の字音の頭子音に関して、道長の脳裡には、音韻学の所謂正齒音・齒上音・齒頭音などの微妙な調音上の差違については言うまでもなく、清濁の弁別すらも明確なかたちでは存在していなかったものというべきであろう。したがつて、字音の把握も所謂仮名表記のそれに近いものであったことが考えられる訳である。

なお、従・心・照・穿・牀・禪の各声母がそれぞれ同じ従・心・照・穿・牀・禪の各声母に対応して用いられている例が見られるが、それらは、138の例を除くとすべて、「正書」と共通の諧声符を宛て字の方でも有しているものに限られている。したがつて、これらを道長の字音の知識が精細なところまで行き届いていた結果であると考える訳には行かないのである。

タ・ダ・ナの各行の仮名で写される所謂舌音系の字音については〔表4〕のようになる。

ここで指摘できることは、『韻鏡』における一等字・四等字（端透定母）と三等字（知徹澄母）との間に明瞭な区別を保っていることである。所謂舌頭音と舌上音との二つのグループの間に混用例が見られないのであるから、道長がこの二者をある程度弁別し得ていたと考えてよくはあるまいか。もし、そのように解することが許されたとすれば、舌頭音が単純な破裂音、舌上音（三等字）は *palatal* であったということと理解できるであろう。この舌音の二群を峻別して類音表記に利用している文献（例えば、長承本『蒙求』）が存在している事実を照らして、この表にあらわれた二群の使い分けが、単なる偶然にのみ帰される性質のものではないことに注目すべきであろう。

ところで、齒音系の審母をもつて、舌音系の澄母に通用させたと思われる例が存する。〈沈香〉とあるべきところを「深香」とした144の例がそれである。〈深〉は平声侵韻、式針切、清音三等（また、去声沁韻、式禁切・式今切。声調のみ異なる同音）である。一方、〈沈〉は平声侵韻、直深切・尺甚切、濁音三等（また、去声沁韻、直禁切・直壬切も同音）が舌音系、上声侵韻、式荏切・丈林切、清音三等が齒音系で、二種の音を有している。後者は〈深〉と同音であるが、〈沈香〉は前田本『色葉字類抄』に「チムカウ」とあるように、舌音系の音で読まれたものと考えられる。とすると、「深」字

をもって通用した事実は如何に考えるべきであろうか。誤解に基づく通用ということを考えるべきであろうか、はたまた、審母・澄母に相通う性質(例えば、共に *Palatal* である点)を認めて理解すべきであるのか、それとも、最初から「誤記」の例と見做して処理すべきか、この点、にわかには決し難い。しばらく疑問として残すところである。

ハ・バ・マ行の仮名で写し得る所謂唇音の字音を見ると、「正書」と宛て字の関係は〔表5〕のように表示できる。

〔表 5〕

正書 宛て字	幫	滂	並	明	非	敷	奉	微
幫		151	118					
滂								
並	96		85 86			119		
明				152				128
非							117	
敷								
奉							84	
微								95 127

一見、並母を宛て字として用いるのに、幫・敷の声母にも通用している事実が認められ、全体としても混用の傾向が強いような印象を得るかも知れない。しかし、そのなかに明母・微母と他の唇音との関係を見るとき、そこに厳然とした対立を見てとることができ、すなわち、明母・微母の一グループと他の声母とは明確に区別があ

ったことが知られるのである。なお、幫滂非母等の相互の弁別は明確を欠き、唇音軽・唇音重の区別もないに等しく、所謂清濁の弁別についても甚だ曖昧であったことを思わせる。ともかく、これらの声母と明微の二声母とが峻別されていたことだけは確実であると言えよう。

そのほか、来母・喻母・于母を用いる宛て字も見られるが、それらについては、頭子音のうえから特に問題となるような点は挙げ得ない。

以上について概略を再言すると、声母間の混用が最も少ないのは舌音系の字音であること、これに対し、声母を基して混同する傾向のあるのが歯音系のそれであるということになる。唇音は、マ行とハ・バ行との区別が明確であることも付け加えてよい。更に言えば、道長の字音把握は、頭子音については、仮名的なものと、仮名で把握し得るものよりもさらに細部にわたる弁別が可能であったものと二つが併存していたらしいということになる。

次に、韻母を中心にしてその実態を見ることにする。いま、声調での違いは無視するとして、「広韻」を尺度として眺めると、八割ほどは「正書」と同韻の文字が宛てられていることがわかるが、その大多数は諧声符を共通項としてもつことが特色となっている。したがって、このことから、道長が「広韻」の韻目のような細かな差異にまで神経を行きわたらせて弁別し得ていたと考えることは有効性が薄いと云わなければならない。むしろ、結果としてたまたま同韻となっているものの方が多いと見ておくべきであろう。そのことをさらに裏書きするのが、残り二割強の異音間での音通である。そこには実に多様な韻母の混淆通用が見いだされるが、その実況をひとわたり記してみると次のようになる。なお、上段が「正書」、下段が宛て字、括弧内には「広韻」での所属韻母を示す。参考までに「音注韻鏡校本」^(注)によって音標記をも併記しておく。

①	紺 (勘)	kan	甘 (談)	kan
②	台 (哈)	dai	大 (泰)	dai
③	怠 (海)	dai	退 (隊)	tuai
④	内 (隊)	nuai	大 (泰)	dai
⑤	内 (隊)	nuai	太 (泰)	tai
⑥	尚 (漾陽)	ʃang	淨 (勁)	dzang
⑦	姓 (勁)	ʃieŋ	生 (庚)	ʃeŋ
⑧	章 (陽)	ʃang	生 (庚)	ʃeŋ
⑨	客 (陌)	kek	各 (鐸)	kak
⑩	庚 (庚)	keŋ	康 (唐)	kang
⑪	勸 (願)	kʷan	覲 (桓)	kuan
⑫	勸 (願)	kʷan	歛 (桓)	huan
⑬	靴 (戈)	hwa	化 (禡)	huā
⑭	絹 (線)	kuen	見 (霰)	kien · tien
⑮	驗 (豔)	ɣiem	嚴 (嚴)	ɣian
⑯	營 (清)	ɣieŋ	瑩 (庚徑)	ieŋ · ɣieŋ
⑰	令 (清・勁徑)	leŋ	冷 (青・迥)	leŋ · lieŋ
⑱	涼 (漾陽)	lay	冷 (青・迥)	leŋ · lieŋ
⑲	療 (笑)	leu	寮 (蕭)	lieu
⑳	祿 (屋)	luk	綠 (燭)	lok

右に掲げたところから如何なることが言い得るのか、その考えられるおおよそを列挙してみると、

- (1) 中心母音における微差は無視して通じ用いている。ア・イ・ウ・エ・オの五母音しかもない耳には微差としか感じられなくとも不思議はない。したがって、漢字音における母音要素をそれだけ日本語の母音に近づけて仮名的に把握する傾向が強かったものと解される。

(2) 所謂合拗音はア列については厳格に弁別されて通用していると

見られる。ところが、⑭のようなエ列のものは既にその区別を認め得ない状況にまで進んだ段階にあると解される。

- (3) エをア列・エ列にまたがる性質のものと考えると、「シャウ」「セウ」などの所謂開合の区別はおおむね保たれていると見てよさそうである。中世には「療」へ「寮」の開合表記に相違があることが知られているが、十一世紀前後におけるこの開合混乱の例の存するか否かは未詳と言わなければならない。なお、⑥の例は、ともに異音のかたち(「ジャウ」)を用いたものと見られる。

- (4) 韻尾について言えば、三内撥音(唇・舌・喉)——m・n・ŋ尾(—p・t・k)も相互に混同すると言いがたいと言ってもよい。以上の点は大勢として認めてよいものと考えられるが、実は、右の①から⑳にあげたもの以外に、例外的な普通の例が僅かながら存するのである。それは次に示す諸例である。

- ⑲ 儼 (歌) na 難 (翰寒) nan
 ⑳ 籠 (鍾東) luy · loŋ 樓 (候) leu
 ㉑ 藹 (盍) lap 勞 (号豪) lau
 ㉒ 品 (寢) pʷim 本 (混) puan

これらのうち、㉑は、本来無韻尾であるものに舌内撥音の韻尾を存する文字を宛てたものである。もともと、宛て字「難」は「儼」に対して省画字ということでもある訳であるから、むしろ、「ナン」の音を宛てたものではなく、字形のみに依存して「ナ」の音をあらわす省画字として見るべきであるとの方が合理的な処理かも知れない。

㉒は「燈籠」を意味するところに用いられたものである。喉内撥音の韻尾を有するものが「e」の字音の側に引きつけられたかたちである。㉑も「u」も仮名では「ウ」と写されるが、この場合、㉑が直接「u」のものに相当すると見ることが可能かもしれないけれども、そ

う見るよりは、音節全体で短呼の「ロ」にあたるものであったと解すべきではあるまいか。そう考えてこそ、

燈爐トウロ俗燈樓同籠（前田本上57オ6）

とある『色葉字類抄』の記事が自然なものとして理解できるのである。もつとも、「燈樓」の表記をこれはこれで正しい表記として認めてかかるならば、宛て字の例から外して処理しなければならぬ。そうした立場が成り立つ可能性を否定できる材料はいまのところもちあわせていない。

⑳は「上蔭」とあるべきところを「上勞」とした例である。すなわち、入声韻尾-pの出現すべきところに-uが用いられているのである。この場合の-pは仮名の「ウ」に相当するものと見て支障はない。言うまでもなく、これは、入声韻尾が「フ」で写音された時期を経てさらにそれがハ行転呼音として「ウ」と発音されるにいたって生じた表記である¹⁰ことを物語っている。こうした現象は当時の全語彙を覆うものではなかったと考えられるが、少なくとも、この「蔭」に関する漢字表記・仮名表記については、単なる個人的な書き癖として誤用のように扱うことは必ずしも適当でない。『色葉字類抄』に例をとつても、

下蔭ケラウ品秩分（黒川本、中98ウ8）

一蔭イテラウ外用記一勞同上上日所（前田本、上16オ4）

とあるように、「ラウ」の仮名表記が示されているほか、書記する部署によって用字をかえるという実情が存したことが窺えるのである。「――勞」の表記がある階層ある部署で夙くから採用されていたと解することが許されるならば、道長の表記した「上勞」の例なども、その線に沿った社会的な用字として評価されてよいことになる。

㉑は、先に(4)として述べた傾向に背馳する例である。「六本四人」を「六品四人」とする『大日本古記録』の校訂者の解釈に誤りがない

とした場合、唇内韻尾-mと舌内韻尾-nとが混同した例となる。〈品〉を「本」で表わす心理はいささか解せないところもあるけれども、同時代の文献の中には、-m・-nの混同がいくらか見えはじめていることでもあり、また、古写本『御堂関白記』にも〈敷し居むむ〉という表現を「之し幾む尹」という舌内撥音の韻尾をもつ文字で記した例も存することでもあり、¹¹ ¹² ここもそのように理解しておいてよいのではあるまいか。

以上、道長の使用した宛て字における韻母を中心とした実況を一瞥してみた。この結果、大略は同時代における他のジャンルの文献で知られる事実と一致していると言えそうである。就中、自筆本『御堂関白記』では数も少なく例外的なものとも見える㉒㉓㉔のような事実は、他の文献にも散見するものである。この点をも考慮すると、この記録体の一文獻としても他の漢字文獻（例えば音義や訓点資料等）とさして大きな逕庭を有してはいなかったものと言うべきであろう。それ故にこそ、循環論のようでもあるが、この『御堂関白記』の宛と字に、当時の日本漢字音のひとつのありかたを如実に反映したものであるという信憑性を認めてよいのではなからうか。

五

記録体を対象とする従来の研究の多くは文体の解明を意図するものであった。文字を組上に上することがあつても、それは文体指標としての用字法を探ろうとするものであった。勿論、そのこと自体には十分な意義を認めなければならぬが、文体研究の一環としてなされる用字法探索のみでは知り尽くし得ない文字使用の分野の存すること、また否み得ない事実である。従来の用字法の検討の多くは、いわば漢字の正用の一面を照射するものであつたが、今後はそれだけに限定せずに積極的に変則的用字の側面をも明らかにして行く必

要があると言わなければならない。こうした実態を明らかにして行くことによって、『御堂関白記』のみならず、記録体一般の文字使用上の特色を把握することが可能となるであろう。本稿の目指すところのものもひとつにはそうした点にあった訳である。

なお、前節で触れ得なかつたことに、字音の種類がある。音の通用に際して宛てられたものの字音と「正書」における漢字の音とは、いったい如何なる字音——呉音が漢音か、また慣用音か——が用いられていたものであるのか。また、漢語のよみにあたつては、呉音読・漢音読・呉漢混読のいずれであつたのかなど、解明すべき問題は少なくない。しかし、それらは今後への課題として後日の機会に譲ることとする。

注1 高松政雄「御堂関白記の実態——主に表記の面から見た——」（『国語

国文』昭37・10）、小山登久「御堂関白記自筆本の用字について——和語の記し方を中心に——」（『ノートルダム清心女子大学国文学科紀要』第五号、昭47）は本稿の立場とは必ずしも一致しないが、実態を知るうえで数少ない有益な論考である。

注2 春日政治「聖語藏御本央掘魔羅經の字音点」（『文学研究』第二十三輯、昭13・6）、古訓点の研究」所収）、松尾拾「慈光寺藏大般若經の字音点について」（『国語学』第三輯、昭24・11）、築島裕「長承本蒙求字音点」（『訓点語と訓点資料』第十輯・第十一輯・第十三輯）などをはじめとして枚挙に遑ないほどある。

注3 杉本つとむ編『異体字研究資料集成』（全十巻別巻二）を通覧してみた結果、本稿での「省画字」と諸書の所謂「省文」とは必ずしも全同とは言いがたいところがあることがわかつた。本稿の方がより広い意味で用いているのである。

注4 『国語学辞典』の「音通」（藤堂明保執筆）の項参照。

注5 小松英雄「平安末期における漢音の一断面」（『国語と国文学』昭和・

10、『日本声調史論考』所収）の用語に従う。

注6 沼本克明「呉音の声調体系について」（『国語学』第百七集、昭51・

12）、同「平安時代に於ける日常漢語のアクセント」（『国語国文』昭54・

6）などを参照。

注7 「注5」論文参照。

注8 藤堂明保・小林博共著

注9 出雲朝子「室町時代における『寮』の字音について」（『国語学』第

五十四集、昭38・9）参照。

注10 奥村三雄「古代の音韻」（『講座国語史』2 音韻史・文学史）参照。

注11 築島裕「平安時代語新論」41頁参照。

注12 長和三年十一月十六日の記事。なお、中田祝夫「音韻史・文字史 総説」（『講座国語史』2）参照。

付記 『御堂関白記』のテキストとして自筆本コロタイプ複製（立命館立版部）と『大日本古記録』（岩波書店）所収のものとを併用したが、表記するにあたっては現行の字体に改めたところがある。

加藤正信先生・阿部武彦氏には文献の借覧に際してたいへんお世話になった。遠藤好英氏には参考論文の閲読に便宜をはかっていただいた。さらに、初稿の段階で佐藤喜代治先生に種々御教示を賜った。記して衷心より感謝申しあげる。